

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和七年五月二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) クスリのアオキ北島田店
所在地 徳島市北島田町二丁目一七番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二二番地	青木 宏憲

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町二五二二番地	青木 宏憲

令和七年十二月八日

一、七八七平方メートル

届出事項		概要	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	六三台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	二〇台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	廃棄物等の保	面積	九六平方メートル
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	管施設	容量	一三・一立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前九時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後十二時
項	来客が駐車場を利用することが		午前八時三十分から翌日の午前零時三十

できる時間帯			分まで
駐車場の自動車の出入口	出入口の数		二箇所
	位置		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和七年四月七日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部
企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年五月二日から同年九月二日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業
支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
において公告の日から一月間縦覧に供する。